

「とうぎんいわて未来創造資金Ⅱ」の創設について

岩手県信用保証協会は、株式会社東北銀行と連携し、県内中小企業に対し、伴走型の金融支援・課題解決支援を行うことで経営改善や収益力向上を促し、事業の発展に資することを目的とする「とうぎんいわて未来創造資金Ⅱ」を創設し、令和8年5月11日から保証取扱いを開始いたします。

詳しくは最寄りの東北銀行窓口または当協会までお問い合わせください。

記

1. 制度概要 別添制度実施要領のとおり
2. 取扱開始日 令和8年5月11日
3. 当協会窓口 下表のとおり

岩手県信用保証協会 保証窓口一覧

窓口名（部署名）	電話番号	住所	管轄地域
本所営業部 保証一課	019-654-1501(直通)	盛岡市長田町6番2号 アバンサール・i 2階	盛岡市、八幡平市、滝沢市、 岩手町、雫石町、葛巻町
本所営業部 保証二課	019-654-1502(直通)	盛岡市長田町6番2号 アバンサール・i 3階	花巻市、北上市、矢巾町、 紫波町、西和賀町
釜石支所	0193-27-8361(代表)	釜石市上中島町1丁目3-11	釜石市、遠野市、大槌町
一関支所	0191-23-2533(代表)	一関市新大町7番14号	一関市、平泉町
宮古支所	0193-62-2700(代表)	宮古市西町二丁目2番3号	宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村
大船渡支所	0192-27-1224(代表)	大船渡市大船渡町字茶屋前59番地6	大船渡市、陸前高田市、住田町
二戸支所	0195-23-4115(代表)	二戸市福岡字八幡下19番地2	二戸市、久慈市、軽米町、洋野町、 一戸町、普代村、野田村、九戸村
奥州支所	0197-25-3171(代表)	奥州市水沢東大通り一丁目2番3号	奥州市、金ヶ崎町

※ご相談のある方は、最寄りの東北銀行または当協会窓口までご連絡ください。

「とうぎんいわて未来創造資金Ⅱ」保証実施要領

第1 目的

本制度は、株式会社東北銀行（以下「東銀」という。）と連携し、物価高やエネルギーコストの上昇、人手不足等の厳しい経営環境にある県内中小企業に対し、伴走型の金融支援・課題解決支援を行うことで経営改善や収益力向上を促し、事業の発展に資することを目的とする。

第2 申込人の資格要件

次の（１）及び（２）～（４）のいずれかに該当する者とする。

- （１）売上原価率・仕入債務回転期間・水道光熱費のいずれかが前年比増加または長期化していること。
- （２）東銀の「DX取組支援サービス」の活用により業務の効率化に取り組むこと。
- （３）東銀による人材紹介サービス等の活用により経営力の強化に取り組むこと。
- （４）東銀の脱炭素化支援サービスを活用しエネルギー使用量の「みえる化」に取り組むこと。

第3 資金使途

運転資金及び設備資金とする。旧債返済は、本制度の既保証分に限る。

第4 保証限度額

運転資金 50,000千円

設備資金 100,000千円

運転資金、設備資金どちらも利用する場合は、1企業100,000千円以内とする。

第5 保証期間

運転資金 10年以内（1年以内の据置期間を置くことができる。）

設備資金 20年以内（2年以内の据置期間を置くことができる。）

第6 貸付形式

証書貸付とする。

第7 貸付利率

変動金利

期間10年以内 年2.125%

期間10年超20年以内 年2.525%

第8 信用保証料率

- （１）CRDモデルにより算出される評点により、保証協会が定める基準料率から10%相当額割引を適用した以下の料率を適用し、原則として一括徴収とする。

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率	1.71	1.58	1.40	1.22	1.04	0.90	0.72	0.54	0.41

- （２）有担保の場合は、前項（１）の保証料率から一律年0.10%の割引を行うものとする。
- （３）直近決算における貸借対照表を作成していない場合
- ア 無担保のときは、年1.04%とする。
 - イ 有担保のときは、アに掲げる保証料率から年0.1%割引を行うものとする。

- (4) 信用保険法第2条第5項各号に定める特定中小企業者として、市町村長の認定を受け、経営安定関連保証を適用する場合は、第5号、第7号及び第8号にあっては年0.8%、それ以外にあっては年0.9%とする。
- (5) 信用保険法第2条第6項に定める特定中小企業者として、市町村長の認定を受け、危機関連保証を適用する場合は、年0.8%とする。
- (6) 会計参与を設置している旨の登記を行っていることを確認できる中小企業者の場合は、(1)から(5)までに掲げる保証料率から年0.1%を減じた率とする。

第9 返済方法

元金均等又は元利均等返済とする。

第10 連帯保証人

必要になる場合がある。ただし、原則として法人における代表者以外は徴求しない。

第11 担保

必要に応じて徴求する。ただし、不動産取得資金の場合は原則として対象物件の入担を条件とする。

第12 申込手続き

東銀は、信用保証依頼書の保証制度欄に「いわて未来創造資金Ⅱ」と表記し、申込人が資格要件に該当していることが確認できる資料及び任意の書式による事業計画書を添付の上、当協会の本・支所に申込むものとする。

第13 その他

この要領に定めのない事項は、東銀との間で締結している約定書の定めによるものとする。

附 則

この要領は、令和8年5月11日から施行する。